

令和5年5月8日

保護者の皆様

牛久保小学校長 小澤慎一

新型コロナウイルス感染症に係る対応の変更について（お知らせ）

このことについて、令和5年5月8日付けで、豊川市教育委員会より愛知県教育委員会の「教育活動の実施等に関するガイドライン」の改訂について通知がありました。改訂に沿った本校の対応の変更は、下記のとおりです。

つきましては、これからも児童の健康管理と学校の教育活動推進のため、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 「平時」と「感染流行時」に分けて対策を実施

(1) 平時

「健康観察」、「換気の確保」等により、感染症対策を行います。

平時には、特段の対策は講じません。また、学校教育活動においては、マスクの着用を求めません。

(2) 感染流行時

地域や学校において感染が流行している場合などには、マスクの着用を促すことや、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施にあたって「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、身体的距離を確保することなどの感染症対策を一時的に講じる場合があります。

2 出席停止の基準等の変更

感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。

※5月6日付け本校からのお知らせの通りです。

3 一部臨時休業（学級閉鎖）の判断基準の変更

同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明しており、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合に季節性インフルエンザにおける対応を参考にしつつ、学校医や市教委と相談して判断します。

（この件に関する問い合わせ先 牛久保小学校 教頭 電話 86-7288）